関西医科大学「本学外の機関等」との共同研究取扱規程

　（趣旨）

第１条　この規程は、関西医科大学（以下「本学」という。）における本学外の機関等（以下「外部機関等」という。）との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定める。

　（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　「共同研究」とは、次のものをいう。

　　イ　本学において、外部機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該外部機関等の研究者と共通の課題について、共同して行う研究

　　ロ　本学及び外部機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、外部機関等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるもの

　　ハ　本学及び外部機関等において共通の課題について分担して行う研究で、研究費等の受入れがないもの

(2) 「研究代表者」とは､本学の常勤職員で本学において共同研究を総括する者をいう。

(3) 「研究代表者等」とは､当該共同研究に従事する本学の研究代表者及び研究担当者をいう。

(4) 「外部機関等共同研究員」とは、当該共同研究を担当する外部機関等に所属するものであって、外部機関等に在籍したまま共同研究のために本学へ派遣されるものをいう。

　（共同研究の基本方針）

第３条　共同研究の推進に当っては、本学の自主性及び主体性の下に、適正な手続に基づく責任ある判断及び決定を行って、優れた研究成果を生みだすよう努めるものとする。

２　共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

（受入れの申込み）

第４条 本学の研究代表者は、外部機関等からの申出等により外部機関等との共同研究 を希望する場合は、あらかじめ外部機関等と協議して共同研究申請書（国等との共同研究にあっては、当該研究の採択通知等をもってこれに代えることができる。）を所属する講座等の長の承認を得て学長に提出するものとする。

（受入れ等の決定）

第５条 次の各号に掲げる事項についての決定は、学長が行うものとし、必要に応じて全学教授会の意見を聴取することができる。

(1) 共同研究の受入れ

(2) 共同研究の中止又は期間の変更

(3) 共同研究費の変更

(4) 共同研究内容の重要な変更

（契約の締結）

第６条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究契約書に基づき契約を締結し、共同研究の受入れの手続を行うものとする。

２　研究代表者が外部機関等と協議の上、前条第１項第２号から第４号までに規定する事項を変更しようとするときは、当該変更共同研究契約書等を学長宛に提出するものとする。学長は、共同研究変更契約の締結その他必要な手続を行うものとする。

（外部機関等共同研究員）

第７条 本学は、外部機関等共同研究員を共同研究のために受け入れることができる。

２　前項の場合、本学は、その所有する施設・設備を研究に供することができる。

３　外部機関等共同研究員は、本学の諸規定を遵守しなければならない。

４　外部機関等共同研究員の知的財産権の取扱いは、第12条の定めるところによる。

５　受け入れ申請については、研究代表者は、外部機関等共同研究員受入申請書および履歴書を添えて、学長宛に提出するものとする。

（共同研究に要する経費等）

第８条　第２条第１号イに該当する場合については、次の各号による。

(1)　本学は、施設、設備を共同研究の用に供するものとする。

(2)　外部機関等は、共同研究遂行のため、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費等の経費等（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。

(3)　外部機関等は、前項に規定する直接経費以外に、共同研究遂行のために必要となる経費等（以下「施設利用料等経費」という。）を負担するものとする。

(4)　前項に規定する施設利用料等経費の額は、本学「受託研究費等受入れに関する処理要領」に定めた大学徴収の割合（％）から算定する額に相当するものとする。

(5)　本学は、共同研究遂行に必要な経費を適切に分担するため、必要に応じ、第２号に規定する直接経費の一部を負担することができるものとする。

(6)　外部機関等は、原則として共同研究の開始前に共同研究に要する経費を納めるものとする。

(7)　本学が事前協議において適当と認めた場合に限り、外部機関等は、共同研究に要する経費を分納若しくは後納することができる。

２　第２条第１号ロに該当する場合については、前項各号に加え、外部機関等における研究に要する経費等は、外部機関等の負担とする。

３　第２条第１号ハに該当する場合については、研究に要する経費を免除することができる。

４　第１項第２号及び第３号における既納の経費等は、返還しない。

　（施設利用料等経費の免除）

第９条　前条第１項第３号及び第４号の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、施設利用料等経費の一部又は全てを免除することができる。

(1)　共同研究の相手先が国（国以外の団体等で、国からの補助金を受け、当該経費により研究を実施することが明瞭なものを含む。以下同じ。）で施設利用料等経費が措置されていない場合

(2)　共同研究の相手先が前号以外の場合で、次のいずれかに該当すると学長が認めた場合

　　イ　当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益性の増進に著しく寄与すると期待されるもの

　　ロ　本学の教育研究上極めて有意義と認められるもの

ハ　当該研究が社会振興の推進に著しく寄与すると期待されるもの

（共同研究における設備等の取扱い等）

第10条　第２条第１号イにより、研究の必要上、本学において新たに取得した設備並びに第２条第１号ハにおいて受け入れた設備等は、本学の所有に属する。

２　第２条第１号ロにより、研究の必要上、外部機関等において新たに取得した設備等は、外部機関等の所有に属する。

３　その他は、外部機関等の共同研究契約書において定めるものとする。

　（研究の中止又は期間の延長）

第11条　研究代表者等は、やむを得ない事由により当該共同研究を中止又は研究期間を延長する必要があるときは、共同研究員と協議の上、その旨を学長に申し出なければならない。

２　学長は、前項の申出を適当と認めた場合には、当該共同研究を中止又は研究期間を延長することができる。

３　学長は、前項の決定をしたときは、外部機関等の長及び研究代表者にその旨を通知するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第12条　共同研究の結果、生じた発明に係る知的財産権は、本学発明規程に基づき取り扱うほか、次２条の定めによる。

 （特許出願）

第13条　本学及び外部機関等は、共同研究に伴って発明が生じた場合には、迅速に相互に通報するとともに、帰属の決定、出願手続等が円滑に行われるよう努めるものとする。

２　本学及び外部機関等は、研究代表者等及び共同研究員の共同研究において、それぞれ独自に発明等を行った場合には、相手側の同意を得たのち、独自に出願することができる。

３　本学及び外部機関等は、研究代表者等及び共同研究員の共同研究の結果として生じた発明について特許等の出願をする場合には、相互の持分等を定めた共同出願契約を締結しなければならない。なお、外部機関等から特許等を受ける権利を承継した場合には、本学が単独で出願できるものとする。

　（特許権等の実施）

第14条　本学における共同研究の結果生じた特許権等の実施については、本学技術移転規程に定めるものとする。

　（共同研究の完了報告）

第15条　研究代表者等は、共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書（様式3）により学長に報告するものとする。

　（研究成果の取扱い）

第16条　共同研究による研究成果は、外部機関等と協議の上、別途定めることができる。

　（担当事務）

第17条　共同研究に関する事務は、大学事務部産学連携知的財産統括課が担当する。

　（規程の改廃）

第18条　この規程の改廃は、産学連携知的財産推進委員会の議を経て学長が決定する。

　（その他）

第19条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

この規程は、平成27年3月10日から施行する。

関西医科大学共同研究規程（平成8年9月10日施行）は、この規程の施行日をもつて、廃止する。